

(別紙第1)

### 弁護士任官関係の指名候補者に係る情報収集の在り方

- 1 弁護士任官候補者については、裁判官としての執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集することが必要である。
- 2 地域委員会は、指名候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は裁判官から指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するよう依頼する。
- 3 所属弁護士会に対する2のような周知方の依頼については、今回の候補者についても留保することとされた。そして、弁護士が有する情報の収集のために、地域委員会は以下の方策を講ずるものとされた。
  - (1) 担当事件リストに記載されている相手方代理人（貴地域委員会の管内の弁護士会に所属するものに限る。）に対し、情報の提供を依頼する。
  - (2) 候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対しできる限り具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼する。
- 4 地域委員会は、指名諮問委員会から提供された候補者に係る担当事件リストを、候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁、裁判所に対し参考資料として提供するなど、地域委員会における情報収集において活用する。  
なお、担当事件リスト中の、指名候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所（貴地域委員会の管内の裁判所に限る。）の係属事件については、貴地域委員会から係属裁判所に対し、当該事件の担当裁判官が指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合にはそれを提供するよう依頼する。